

平成29年度さぬき市教育委員会第9回定例会会議録

1 日 時	平成29年12月26日(火) 開 会 午後 3時32分 閉 会 午後 5時 2分			
2 場 所	さぬき市教育委員会会議室			
3 出席状況	出席委員	教育長	安藤 正倫	
		委員	徳田 二三男 日向 和加子 得丸 慶子	
	欠席委員		細川 哲士、岡 裕子	
	事務局	教育部長	間島 憲仁	
		教育総務課長	中川 勝幸	
		学校教育課長	山下 隆則	
		生涯学習課長	間嶋 文一	
		学校再編対策室長	山田 謙二	
		幼保連携推進室長	富田 克美	
		教育総務課副主幹	梶谷 拓郎(会議録作成者)	
その他説明等のため出席した者		なし		
4 会議に付した議案及び審議結果				
日 程	議案番号	件 名	審議結果	公開状況
日程第1		会期の決定について	—	公開
日程第2		会議録署名委員の指名について	—	公開
日程第3		平成29年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第4		平成29年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について	原案承認	公開
日程第5		教育長の報告	—	公開
日程第6	報告第35号	教育財産の用途廃止について	原案承認	公開
	報告第36号	教育財産の用途廃止について	原案承認	公開
日程第7	報告第37号	教育委員会所管職員の人事異動について	—	公開
日程第8	協議第1号	さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について	継続	公開
日程第9	協議第2号	さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について	終結	公開
資料説明				
5 会議録署名委員	安藤 正倫、得丸 慶子			
6 特記事項	なし			
7 会議内容				

開 会	
教育総務課長	それでは、ただ今から、平成29年度さぬき市教育委員会第9回定例会を開会いたします。開会に当たりまして、教育長から挨拶をお願いします。
教育長	(挨拶) それでは、開会します。 まず、傍聴申請について、教育総務課長から報告をお願いします。
教育総務課長	傍聴についてであります。本日ケーブルテレビから取材の申込みがあったのですが、まだ来ていません。途中で来た場合には、いったん会議を中断し、傍聴の許可についてお諮りさせていただきたいと思っております。
教育長	それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。 この議事日程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のとおりとします。
日程第1 会期の決定について	
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。 本会議の会期は、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議録署名委員の指名について	
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。 さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会議の会議録署名委員に得丸委員を指名します。よろしくをお願いします。
日程第3 平成29年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について	
教育長	日程第3「平成29年度さぬき市教育委員会第8回定例会会議録の承認について」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 平成29年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認について	
教育長	日程第4「平成29年度さぬき市教育委員会第1回臨時会会議録の承認につ

	いて」を議題とします。会議録について、事務局から説明をさせます。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第5 教育長の報告	
教育長	日程第5「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から読み上げさせます。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について (平成29年4月以降に締結した教育施設の整備等に係る契約のうち、これまで未報告であった用地購入、リース契約等について報告した。) 報告事項2 臨時職員の採用について (前回報告後の臨時職員の採用について報告した。) 報告事項3 教育委員会業務報告 (前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	12月1日の志度中学校と、15日の造田幼稚園の市教委訪問の様子を教えてください。
教育長	志度中学校の授業は、前は落ち着きがない面もあったのですが、今回は中学生らしく落ち着いて授業を受けようとしている様子であったので、安心しました。 造田幼稚園については、小学校の元校長先生が園長になっていることもあり、いろいろな改善をして、先生方も張り切って取り組んでおられました。保育内容については非常によく考えられており、子どもも素直に落ち着いて生活しているようでした。造田小学校の児童が落ち着いているのは、幼稚園の保育の効果ではないかと思っています。
委員	12月14日のさぬき市小中高等学校生徒指導主事警察等連絡会ですが、特に重要な案件があったのでしょうか。 また、12月13日の故十河安則氏色紙画寄贈式についてですが、これはどこで鑑賞することができるのでしょうか。
教育長	十河安則氏の色紙画ですが、これは元々、十河氏が旧大川町広報の表紙のために大川町内の名所・旧跡を描いたものの原画です。
生涯学習課長	寄贈後、現在は21世館さんがわで保管しています。先日まで、第1期の展示として、寄贈された110点のうち60点程度を展示していました。年明けに第2期の展示を予定しています。
教育長	14日のさぬき市小中高等学校生徒指導主事警察等連絡会ですが、特に注意

	すべき案件というのではありませんでした。警察の生活安全課長の報告によると、補導件数が前年度から半数程度に減少しており、非行も少なくなっているのが安心はしているが、引き続き注意していきたいとのことでした。
委員	12月22日の平成30年度の教育施策に係る意見交換会ですが、学校教育課長が出席されたとのことですが、具体的にどのようなことが議題となったのでしょうか。
学校教育課長	<p>県義務教育課から、来年度から始まる英語教育の拡充策として、現時点で県教委が考えている案が提示されました。</p> <p>一つが、香川型指導体制の一部を見直しするということで、「小学校での一部教科担任制による専門的な指導を実施」という文言を追加し、小学校5、6年生の担任の負担を減らすということを考えており、これに対する加配等を計画するということでした。</p> <p>もう一点は、小中の連携を図るため、中学校の英語教員を校区内の小学校に週1回、6年生は必須で派遣し、授業のサポートをするという事業を実施する予定であるとのことでした。これについては、県の方針として、県下全市町で実施をお願いしたいということです。また、この事業を実施した場合、中学校の授業時数が不足してきますので、派遣する小学校の学級数に応じて加配教員を配置するという案が示されています。</p> <p>ただ、この件については、まだ案の状態であり、今後知事部局等と協議をし、最終的には2月の教育長会で最終の方向性が示されるそうです。</p>
委員	12月25日の香川県教職員組合大川支部要望というのは、どのような内容だったのでしょうか。
学校教育課長	教員の働き方改革についての要望がありました。適正な勤務時間の把握等について、要望を受けています。
教育長	特に、タイムカードの導入等による勤務実態の把握について要望があり、実際、そういう方向で進まざるを得なくなっているのも事実ですので、どのように取り組み、説明していくか、来月の教育委員会でお話ししたいと考えています。
教育長	他にないようですので、次に移ります。
教育総務課長	ケーブルテレビから1名の傍聴申請がありましたので、許可をしてもよろしいでしょうか。
教育長	傍聴を許可します。
<p>日程第6 報告第35号 教育財産の用途廃止について</p> <p>報告第36号 教育財産の用途廃止について</p>	
教育長	<p>日程第6、報告第35号「教育財産の用途廃止について」及び報告第36号「教育財産の用途廃止について」を一括議題とします。</p> <p>議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。</p>
教育総務課長	(議案の説明)

教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	教育財産を用途廃止し、拡幅する市道の状況は、どのようになりますか。
教育総務課長	市道の幅員や延長をどの程度拡幅するのかは把握していませんが、いずれにせよ認定こども園の整備に伴って実施するものです。
委員	時々この道を通って柴谷方面へ行くのですが、擦れ違いができないのが現状です。
教育総務課長	拡幅する道路は、認定こども園への進入路と接続するものです。
学校再編対策室長	柔剣道場の裏辺りは非常に狭く、道路側溝があって危険な箇所もありました。地元からも、園舎の整備に併せての道路拡幅の要望もありましたので、今回の事業実施となったものです。
教育長	他に御質問等は、ありませんか。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第7 報告第37号 教育委員会所管職員の人事異動について	
教育長	日程第7、報告第37号「教育委員会所管職員の人事異動について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本案について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育長	ありませんか。 それでは、本件は報告のみの案件ですので、次に移ります。
日程第8 協議第1号 さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について	
教育長	日程第8、協議第1号「さぬき市いじめ防止基本方針(改正案)について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
学校教育課長	(議案の説明)
教育長	パブリックコメントは、いつから実施する予定ですか。
学校教育課長	次回の教育委員会定例会で最終案を提示し、その案をもってパブリックコメントを実施するので、時期としては、2月初めから3月上旬にかけて、1か月間になる予定です。
教育長	本件について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
学校教育課長	本日すぐに御意見等がなければ、1月の定例会までに御連絡をいただければ、その箇所について修正等を検討し、最終案としてお示ししたいと考えています。
委員	この案は、「香川県いじめ防止基本方針」を参考に作成しているのですか。
学校教育課長	県の基本方針を参考にしています。県の基本方針では、特に学校における対策の部分が多く追加されています。それと市の対策の部分を、県の基本方針と

	整合を取るよう追加しています。
教育長	それでは、よくお読みいただいて、御質問、御意見等を学校教育課まで御連絡いただきたいと思います。
日程第9 協議第2号 さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について	
教育長	日程第9、協議第2号「さぬき市奨学生の選考に係る所得基準について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明をお願いします。
教育総務課長	(議案の説明)
教育長	本件について、御質問、御意見等がございましたら順次発言をお願いします。
教育部長	先ほどの説明にもありましたように、従来は申込者の所得の低い順から採用していましたが、ある年度は申込者が少なく、日本学生支援機構の基準よりも所得が多い世帯の申込者であっても市の奨学生として採用していたという実態がありました。しかし、市の奨学金は、「経済的理由によって進学が困難である」という前提がありますので、経済的理由というところで一線を引くべきではないかと考え、今回、協議案件として出させていただきました。 第1案は日本学生支援機構と同じ基準ですが、支援機構は割と所得基準が緩く、ある程度の収入があっても貸付けの対象になります。しかし、支援機構は成績もある程度重視しており、両方の基準から採用が決定されるのに対し、市の奨学金は親の収入だけで判断するので、やはり少し基準を厳しくした方がよいのではないかとということで、第2案を提示しています。 それが、国公立大学授業料全額免除となる基準です。この基準を満たす程度の収入であれば、経済的理由があると判断できるのではないかとということで、一つの案としています。 第3案が、学生支援機構の基準の40パーセントの金額を基準としたものです。この40パーセントの意味合いは、過去数年間の採用者の所得状況から判断して、おおよそ予算内に収まるのが学生支援機構の基準の40パーセント程度ということで基準としたものであり、明確な根拠というものはありません。 この3案からどれを採用すべきかということについて、御協議いただきたいと思います。ただ、予算の枠がありますので、この基準を満たす者の数が予算的に貸付可能な人数を超えた場合には、やはり、収入の低い順に採用していくという点は、変わりありません。
委員	このさぬき市奨学生というのは、他の奨学金をもらっていても貸付けを受けられるのですか。
教育総務課長	そのとおりです。
委員	基準額を超えていれば、採用しないのですか。
教育部長	はい。予算が余っていても、貸付けしません。
委員	実際に案1の日本学生支援機構と同じ基準にすれば、基準を満たす人数が多くなるのですか。
教育総務課長	そうです。

委員	現状では、そのような人全員には、貸付けできていないのですか。
教育総務課長	そうです。
委員	ということは、案2か案3ということになるのではないのでしょうか。
委員	案2を採用するとすれば、その基準を満たす人は、国公立大学の授業料も免除になり、日本学生支援機構からの奨学金も受け、さらに、さぬき市の奨学金の貸付けも受けられるということになるのですか。
教育部長	そういう人もいるとは思いますが、日本学生支援機構の奨学金も、国公立大学の授業料全額免除も成績が関係してくるので、全員が該当するということはないと思います。
委員	成績が良い人であれば、あり得るということですね。逆にいえば、そういう人にこそ、奨学金をもらってほしいということですね。
教育長	ただ、返さなければいけない。学生支援機構もそうでしょう。
教育部長	学生支援機構の奨学金には、無利子のものと有利子のものがあるが、無利子の方が成績の基準も、所得の基準も厳しくなっています。
教育長	現実問題として、応募が多い年と少ない年との増減は、激しいのですか。
教育部長	増減は結構あって、再募集した年もあります。 その年は、所得の高い者にも貸付けをしていました。
教育長	その差は、どのくらいですか。
事務局	例えば、平成28年度は応募者が少なく再募集をした年ですが、再募集をする前の最初の募集の際には、前年度に応募し、所得が高くて不採用となっていた方が採用となった例があります。なお、この方は、日本学生支援機構の基準からしても不採用になる程度の所得がある方であったのですが、単純に順番で採用しているために、採用となっています。
委員	日本学生支援機構の奨学金を申し込む場合、親の収入以外にも、なぜ奨学金が必要なのかという点を細かく申請しなければいけないのですが、さぬき市の奨学金の場合も同じような手続が必要なのでしょうか。
教育部長	それは、ありません。親の収入と世帯構成だけで審査します。ただ、収入等に関して、特殊な事情がある場合は、特別控除に含めて収入から差し引くようにしています。それが災害であるとか、失業であるとか、本人責任の部分が少ないものについては控除するのですが、そうでない場合は控除対象にはなりません。
委員	日本学生支援機構の奨学金は有為な人材の育成が目的とされているので、成績等が問われるのだと思いますが、さぬき市の奨学金の場合はその辺りは関係なく、所得の低い人から順に貸すということですか。
教育部長	条例上の目的には、学習意欲のある人を支援するということがあるのですが、それを測ることはしていません。
委員	高校の成績表は、もらっていないのですか。
教育部長	もらっていません。進学するということで学習意欲があるとみなして、後は、経済的事情で判断しています。
委員	実際、案1とした場合に、通常の年であれば、基準を満たしていても貸付け

	できていない人がいるのであれば、案2か案3になるのではないかと思います。ただ、返還のことを考えれば、親が代わって払ってくれるということを考慮すれば、ある程度所得のある人に貸すということも考えられますが、そういうことは関係なく決めるということでもいいですか。
教育長	現在、本人が払っているというのは、どれぐらいいるか分かりますか。
事務局	返還金を引き落としている口座には本人名義のものが多いですが、実態として、本人が負担している割合がどのくらいあるかは、分かりません。
教育長	案3は、50パーセントや60パーセントではなくて、なぜ40パーセントなのですか。
教育部長	過去の採用の状況からすれば、学生支援機構の基準の40パーセントぐらいが採用のラインになっているということです。このため、40という数字に明確な根拠は、ありません。
委員	案2で世帯1人の場合、基準額88万円というのは、実際の収入にすればどれぐらいでしょうか。
事務局	支援機構の資料になるのですが、例えば、4人世帯で国公立の大学に自宅外から通学する場合で、支援機構の基準を満たす収入の目安というのが800万円となっています。案2については、基準額での単純な比較でいえば7割ぐらいなので、収入としては、500万円から600万円程度ではないかと思います。
教育部長	<p>申込みが少なくて予算が余った場合、申込者からなぜ借りられないのかと理由を問われたときに、例えば、日本学生支援機構の基準よりも所得が多いので経済的な理由がないと判断されましたと説明するか、国公立の授業料免除の基準より所得が多いから対象になりませんでしたと言うか。客観的に説明できる基準を設けるべきだと思います。</p> <p>要するに、経済的に進学が困難であると判断する所得基準をどこに置くかということです。</p>
委員	<p>この協議資料では、とりあえず真ん中を採っているように思えるのですが。</p> <p>案1は、絶対ないだろうと思います。基準を満たす人が多すぎるのも困りますが、逆に、案3にして基準を厳しくすることにより、基準を満たす人が少なすぎて予算が余るのも問題だと思います。できるだけ多くの人に奨学金を利用してもらいたいということを考えれば、案2程度の基準でよいのではないのでしょうか。</p>
教育長	事務局としては、どの案がよいと考えているのですか。
事務局	事務局としては、案2がよいと考えています。というのは、案3とした場合、平成24年度や平成26年度、平成27年度については、予算枠にちょうど合う程度の採用者数になるのですが、平成29年度については、申込者が多く、40パーセントの基準であっても、やはり、基準は満たしているが採用にならない人が出てきます。結局、基準を35パーセントにしようとして、50パーセントにしようとしてそういう人が現れる可能性はあるので、そういったときに、こういう理由で不採用となりますということを説明できる案の方がよいのではない

	かと考えています。
委員	案2にしておいて、基準を満たす人が多い場合は、所得の低い者から順に採用するということですか。
教育総務課長	はい。
教育長	それでよろしいですか。
委員	はい。
教育長	では、案2を採用するというので、よろしくお願いします。
資料説明	
教育長	ここで、資料説明を行います。順に、担当課から説明をお願いします。
(1) 平成29年さぬき市議会第4回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について	
教育部長	平成29年さぬき市議会第4回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について説明した。
(2) 平成30年度臨時職員等の募集について	
学校教育課長	平成30年度臨時職員等の募集について説明した。
(3) 要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について	
学校教育課長	要保護及び準要保護児童生徒の認定状況について説明した。
(4) 区域外就学等について	
学校教育課長	区域外就学等について説明した。
(5) 第16回さぬき市美術展覧会について	
生涯学習課長	第16回さぬき市美術展覧会について説明した。
(6) 神前・石田小学校統合準備委員会だより(第9号)	
学校再編対策室長	神前・石田小学校統合準備委員会だより(第9号)について説明した。
(7) 寒川小学校校章について	
学校再編対策室長	寒川小学校校章について説明した。
(8) 津田地区幼保合同PTA役員会だより(第2号)	
幼保連携推進室長	津田地区幼保合同PTA役員会だより(第2号)について説明した。

○ 教育委員会定例会の日程について	
	第10回：平成30年1月23日（火）午後3時30分開会で決定した。
	第11回：平成30年2月20日（火）午前10時開会で決定した。 （志度学校給食共同調理場、午前9時30分集合）
8 閉 会	
教育長	それでは、以上で平成29年度さぬき市教育委員会第9回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

平成30年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員